

掲示文兼企画提案競技説明書（電子契約対象案件）

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1 掲示日

令和8年1月9日（金）

2 委託者

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 本部長 西野 健介
東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

3 業務の概要

（1）業務名

東池袋四・五丁目地区11号地に係る企画・運営等業務

（2）業務の目的

東池袋四・五丁目地区は、東京都の「木密地域不燃化10年プロジェクト(H24.1)」において不燃化特区(東池袋四・五丁目地区)に指定されている。また、平成28年度に指定された都市再生緊急整備地域内に位置し、豊島区の上位計画「池袋駅周辺地域基盤整備方針2018(H30.5)」においては、「東池袋駅コア・ゾーン」の一部とされ、高度な防災機能を有する公共公益拠点の形成、木造住宅密集市街地の環境改善に資する生活支援機能やオープンスペースの確保等に取り組むとされている。

行政上の位置づけとしても、「池袋駅周辺地域まちづくりガイドライン(H28.7)」及び「池袋駅周辺地域基盤整備方針2018(H30.5)」では、それを踏まえたまちの将来像が示されている。更に造幣局東京支局の跡地においては「造幣局地区街づくり計画(H26.10)」が策定され、令和2年12月にとしまみどりの防災公園が開園、令和5年9月に東京国際大学池袋キャンパスが開設された。また、それら公園等整備及び近年の東池袋駅周辺地域の大規模再開発事業の影響により、住民、来訪者等の増加が顕著であり、更に今後予定されている開発等により、更なる住民、来訪者等の増加が予想されることから、持続的なまちづくりの実現に向けて「東池袋駅周辺まちづくり方針(R6.3)」が策定されている。

これらの状況の中、地元では豊島区の支援のもと「造幣局南地区まちづくり協議会」が設立され、協議会において「まちづくり基本計画」が令和2年度に策定、令和4年度には権利者に対して権利変換モデルを提示し、事業化に向けた合意形成を進め、令和5年度には事業の実施に向けた検討を行う「東池袋四丁目中央地区防災街区整備事業協議会」を設立し、当機構は協議会の事務局を担っており、権利者の意向及び行政の上位計画の実現に資する事業化の検討を行っているところである。

当機構はこうした豊島区の施策をバックアップするとともに、事業化の検討を行っている地区的特性を踏まえ、地域の町会とも連携し住民の力を得て地区の魅力・ポテンシャルを持続的に高めていける仕組みづくりに寄与することを目指している。

このため、当該地域に当機構が所有する物件をシェアースペース等として地域に開かれた活動・交流拠点（以下、「地域活動・交流拠点」という。）として運営することにより、東池袋四・五丁目地区の良さを活かし、人のつながりや活動を生み出すことで地域価値向上を目指すことを目的とする。さらに、地域活動・交流拠点を試験的に運営することをおして地域住民や来訪者等が開発後のまちに求める施設や機能等を把握しつつ、将来のまちにおいて拠点を持続的かつ自立的に運営していく可能性を検討することを目的とする。

（3）履行場所

東京都豊島区東池袋四丁目（詳細は下記（5）のとおり）

（4）業務内容

3(2)記載の目的を達成するため、以下に掲げる業務を行うこととする。

- ①東池袋四・五丁目地区11号地（建物3階専有部を除く。以下「本物件」という。）の点検管理
- ②本物件における地域活動・交流拠点の運営
- ③本物件におけるイベントの企画及び実施支援
- ④上記②及び③業務に係るSNS等のPRコンテンツ作成及び発信
- ⑤本物件における地域活動・交流拠点としての活用状況等の整理
- ⑥将来のまちづくりにおける地域活動・交流拠点整備の持続可能性検討

(5) 業務の詳細な説明

「東池袋四・五丁目地区11号地に係る企画・運営等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

仕様書については本業務の参加希望者に対し、令和8年1月9日（金）から令和8年3月2日（月）の間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）下記3(10)②で交付する。なお、交付に際しては、あらかじめ交付希望日時を連絡の上、記名押印した「別紙1 秘密保持に関する確認書」が必要となるので持参すること。

(6) 使用貸借の概要

本物件について、3(2)記載の目的を達成するために企画提案書の記載に基づいて活用することとし、そのために必要となる範囲において本物件の使用を認めるものとする。

(7) 委託業務に係る履行期間

令和8年5月1日から令和11年4月30日まで

(8) 契約関連

本取組に係る契約及び特約は下記4件とし、企画提案を基準とした委託業務に係る見積り合わせを行った後、同時に契約するものとする。

- ・業務委託契約（別紙2-1）
- ・建物一時使用貸借契約（別紙2-2）
- ・個人情報等の保護に関する特約条項（別紙2-3）
- ・外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項（別紙2-4）

また、上記契約及び特約締結時に次の誓約書を機構に提出するものとする。

- ・ハラスマント防止に関する誓約書（別紙2-5）

※契約書・仕様書は、当機構が指示する条件及び企画提案書の内容を遵守したものとする。

(9) 実施計画書、業務実績報告書及び報告書

仕様書のとおり。

(10) 担当部署

- ①令和7・8年度の競争参加資格及び契約に関する事項

〒163-1315 東京都新宿区西新宿6-5-1

新宿アーランドタワー15階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

総務部経理課 電話 03-5323-0705

- ②交付資料及び業務に関する事項

〒163-1315 東京都新宿区西新宿6-5-1

新宿アーランドタワー13階

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

事業推進部事業推進第1課 電話 03-5323-0735、0702（担当：松本、岡庭）

4 提案書の提出者に要求される資格要件

- (1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。
- (2) 企画提案書提出時点において、当機構東日本地区における令和 7・8 年度物品購入等の契約に係る競争参加資格審査の業種区分「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。なお、競争参加資格の認定を受けていない者は、企画提案書提出までに当該競争参加の認定を受けていること。競争参加資格審査申請書の提出先は上記 3 (10) ①のとおり。
- (一般競争参加資格の申請)
- ① 提出期間：令和 8 年 1 月 9 日（金）から令和 8 年 1 月 23 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 4 時（ただし、正午から午後 1 時の間は除く。）まで。
 - ② 申請方法：当機構ホームページを参照
<https://www.ur-net.go.jp/order/info.html>
- 郵送により申請書を提出する場合は、当該業務に係る参加表明中である旨を送付状等に記載すること。
- (3) 当機構から仕様書記載の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。
(詳細は、当機構 HP→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式・標準契約書→当機構で使用する標準契約書等について「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。)
- (5) 企業が平成 27 年度以降に下記に示す同種業務の実績（下請けによる実績を含む。業務期間は満 1 年以上とし、業務履行中でも可とする。）を有していること。
同種業務：地域課題解決及びエリア価値向上等を目的に行われた地方公共団体、民間企業及び各種団体（市街地再開発事業組合など）のいずれかの依頼又は委託等（企業の自主事業を含む）に基づき、地域住民、地域プレイヤーと連携した地域交流のための場づくりや施設運営に係る業務
- (6) 次に掲げる基準をすべて満たす総括責任者を当業務に配置できること。
- ① 平成 27 年度以降に、上記（5）に掲げる業務の経験（下請け、出向又は派遣による業務の実績を含む。業務期間は満 1 年以上とし、業務履行中でも可とする。）を有する者であること。
 - ② 参加表明書及び競争参加資格確認資料の提出期限時点において、申請者本人若しくは申請者と雇用関係があること。
- (7) 共同体で申し込む場合には、下記のとおりとする。
- なお、別添 1 の競争参加者の資格に関する公示（令和 8 年 1 月 9 日付東日本都市再生本部長）に示すところにより、本業務に係る共同企業体として競争参加資格の認定を受けなければならない。
- イ 全構成員が上記（1）～（4）の資格を満たすものとし、（5）及び（6）は代表者が資格を満たしていること。
- ロ 協定書の写しを競争参加資格確認申請書の提出と併せて当機構に提出し、協定書に記名した代表者が申し込むこと。なお、協定書については別添 2 を基本とし、必要な場合は修正を行うこと。（ただし、別添 2 に示された内容よりも当機構が不利になる修正は認めない。）

5 企画提案書の提出者の選定方法

企画提案書を提出する意思がある者は、上記 4 に定める資格要件を満たしていることを証明するために、下記 6 に定める参加表明書を提出すること。上記 4 に定める資格要件を満

たしていることが確認された者の参加表明書については、企画提案書の提出者を選定するために、以下の基準によって評価する（20点満点）

評価項目	判断基準	評価のウエイト
企業の実績及び能力	<p>(様式－3－①)</p> <p>企業が平成27年度以降に下記に示す同種業務の実績（下請けによる実績を含む。業務期間は満1年以上とし、業務履行中でも可とする。）を有していること。</p> <p>同種業務：地域課題解決及びエリア価値向上等を目的に行われた地方公共団体、民間企業及び各種団体（市街地再開発事業組合など）のいずれかの依頼又は委託等（企業の自主事業を含む）に基づき、地域住民、地域プレイヤーと連携した地域交流のための場づくりや施設運営に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 2つの地区で同種業務の実績がある。 ② 1つの地区で同種業務の実績がある。 <p>（同種業務の実績がない場合は、失格となる。）</p>	<p>①10点 ②5点</p>
総括責任者の経験及び能力	<p>(様式－3－②)</p> <p>次に掲げる基準をすべて満たす総括責任者を当業務に配置できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度以降に、上記に掲げる同種業務の経験（下請け、出向又は派遣による業務の実績を含む。業務期間は満1年以上とし、業務履行中でも可とする。）を有する者であること。 ・参加表明書及び競争参加資格確認資料の提出期限時点において、申請者本人若しくは申請者と雇用関係があること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 1つの地区における同種業務の従事者としての経験が満5年以上ある。 ② 1つの地区における同種業務の従事者としての経験が満5年未満である。 <p>（同種業務の実績がない場合は、失格となる。）</p>	<p>①10点 ②5点</p>
参加表明書の評価点合計		20点

6 参加表明書の留意事項

(1) 作成方法

- ① 別添の様式（様式1、様式2、様式－3－①、様式－3－②）を作成する。
- ② 文字の大きさは11ポイントとする。
- ③ 項目を削除しない限りにおいて、表の各項目のサイズを変更しても差し支えない。また、欄外の注釈は削除しても差し支えない。

(2) 関連資料

実績として記載した業務（様式－3－①、様式－3－②）に関する契約書等の写し（代表者の署名又は記名押印が確認できる部分及び様式－3－①記載の内容が確認できる部分に限る。）を併せて提出すること（当該実績に係る契約書等の写しを添付すること。）。

※様式－3－①に記載した案件に係る契約書等の写しは、様式－3－②において添付する必要はない。この場合、様式－3－②の「従事した業務の内容」欄の末尾に、「契約書等の写しは様式－3－①に添付」と記載すること。

注1) 実績の記載については、契約書等の写し及び公的証明書の提出も含め提出者の責任において契約相手先及び有資格者の了解を得ること。結果として了解が得られない場合であっても、当機構としては特段の配慮は行わないで留意すること。

注2) 様式－3－①及び様式－3－②に契約書等の写しを添付できない場合において、新聞記事、雑誌記事等を用いて、当該業務実績を有することが客観的に証明された場合には、実績と認める場合がある。その場合、実績と認めるか否かについて、当機構が判断するため別途ヒアリングを行うので、3(10)②に連絡すること。

(3) 参加表明書の提出期間、提出場所及び提出方法

提出期間：令和8年1月13日（火）から令和8年1月28日（水）までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（ただし正午から午後1時の間は除く）

提出場所：3(10)②に同じ。

提出内容：以下を1部ずつ提出すること。

- ① 6(1)に記載の規定により作成した資料及び6(2)に記載する添付資料
- ②参加表明書を提出する者の会社概要書（様式自由・パンフレット等も可）
- ③2者以上により共同体で申し込む場合は4(7)口に従って作成された協定書
- ④返信用封筒として、表に参加表明者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（460円）の切手を貼った長3号封筒を併せて提出すること。

提出方法：持参又は郵送すること。なお、持参する場合は、あらかじめ提出日時を3(10)②に記載の連絡先に連絡のうえ、内容を説明できる者が持参すること。

(4) 企画提案書提出者の選定・非選定通知

通知日：令和8年2月6日（金）（予定）

通知方法：参加表明書に記載の担当者に書面を郵送

① 参加表明書を提出した者のうち、評価の合計点が高いものから順に原則3者を企画提案書の提出者として選定する。（参加表明書の提出者が3者に満たない場合は、全員選定する。）評価の合計点が同点の場合は、当機構内で協議の上で選定するものとする。選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を本部長から書面により通知する。

②上記①の非選定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日、祝日を含まない。）以内に書面（様式は自由）により、本部長に対して非選定理由について説明を求めることができる。

③上記②の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日、祝日を含む。）以内に書面により行う。

④非選定理由の説明請求の受付場所、受付時間は以下のとおり。

受付場所：3(10)②に同じ。

受付日時：土曜日、日曜日、祝日を除く午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）

7 企画提案書の留意事項

(1) 基本事項

①企画提案書の無効

本説明書において記載された事項以外を含む企画提案書、又は本説明書及び別添の書式に示された条件に適合しない企画提案書については、提案を無効とする場合がある。なお、企画提案は、「東池袋四・五丁目地区 11 号地に係る企画・運営等業務」の具体的な取組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。

②返信用封筒として、表に参加表明者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（460 円）の切手を貼った長 3 号封筒を併せて提出すること。

③参考費用

本業務に係る参考費用は、18,000～25,000 千円（税込）を想定している。

ただし、上記金額は企画提案の目安となる参考費用であり、企画提案特定者に対し上記参考費用での契約を約束するものではない。また、機構が定める上限金額（不開示）を超過している場合、特定しない。

（2）企画提案書の作成方法

配布した様式（様式 4～6）を基に作成を行うものとする。

（文字サイズは 11 ポイント以上とすること。）

（3）提出書類

以下内容を記載のうえ提案書を提出すること。

①企画提案書（表紙）【様式一4】

②業務拠点【様式一5】

③実施体制及びワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

【様式一6—①】【様式一6—②】

実施体制については提出資料へ以下内容を記載すること。

・総括責任者

・総括責任者及び担当者の業務経験年数

④企画提案

企画提案についてはすべて任意様式となるが、提出資料には以下の企画提案番号を記載すること。提出資料が複数枚に渡る場合、すべてに企画提案番号を記載すること。

企画提案①：本物件の日常的な活動の運営計画【任意様式】

以下の内容は必ず記載すること。

・本物件の具体的な活用方法の案

・1 週間の想定運営計画

・運営開始までの想定スケジュール（開設目標を設定すること。）

企画提案②：本物件におけるイベント（当機構主催イベントを含む。）の企画・運営支援の実施計画【任意様式】

以下の内容は必ず記載すること。

・実施予定のイベント内容、イベント開催頻度

企画提案③：当機構が検討中のまちづくり（仕様書による。）における地域活動・交流拠点整備の持続可能性の検討方法【任意様式】

⑤参考見積書【任意様式】

7（1）③に記載の参考費用を参考に見積（税込）を提案すること。

（4）企画提案書の提出期間、提出場所及び提出方法

提出期間：令和 8 年 2 月 9 日（月）から令和 8 年 3 月 3 日（火）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前 10 時から午後 5 時まで（ただし正午から午後 1 時の間は除く）

提出場所：3（10）②に同じ。

提出内容：7（2）に記載の規定により作成した資料を 2 部提出する。後日実施するプレゼンテーションの際に補足資料の使用を希望する場合は、併せて補足資料として 2 部提出するものとする。

提出方法：持参又は郵送。なお、持参する場合は、あらかじめ提出日時を3（10）②に記載の連絡先に連絡のうえ、日時の調整を行うこと。

（5）企画提案書の説明日時、説明場所及び説明方法

説明日時：令和8年3月4日（水）午前10時から午後5時までのうち所定の時間

説明場所：〒163-1313 東京都新宿区西新宿6-5-1

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 会議室

説明方法：パワーポイントを用いたプレゼンテーション方式による。プレゼンテーション時間は1者につき20分を予定している。また、プレゼンテーション終了後、質疑応答を1者につき10分程度を予定している。なお、企画提案書提出者のプレゼンテーションの順番については、企画提案書の提出受付順とする。

（6）特定・非特定通知

①企画提案書を提出した者の中から評価を集計し、合計点が最上位である者を1者特定する。ただし、7（3）④の企画提案①から③のいずれかの評価結果が0点であった場合は特定しない。

企画提案書が特定された者に対しては、特定された旨を令和8年3月13日（金）に書面により通知する。また、特定されなかつた者に対しては、特定されなかつた旨と、その理由（非特定理由）を当機構から書面により通知する。

②上記①の非特定通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（土曜日、日曜日、祝日を含まない。）以内に書面（様式自由）を持参又は郵送することにより、契約担当役に対して非特定理由についての説明を求めることができる。

受付場所：3（10）②に同じ。

受付時間：説明を求めることができる最終日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間は除く。）

③当機構は説明を求められた際は、提出期限の翌日から起算して10日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 企画提案書を特定するための基準

提出された企画提案書は、下記の評価項目、判断基準並びに評価のウエイトにより評価する。

評価項目	評価の着眼点		評価のウエイト
		判断基準	
実施体制	<p>(様式－6－①) 業務運営にあたる担当者の経験、資格、人数、協力体制など業務を遂行する上で的確な体制が確保されている場合に優位に評価する。</p> <p>(様式－6－②) 次に掲げるいずれかの認定を受けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①女性の職業生活における活躍推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業）等 ※1 ②次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業）※2 ③若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3 <p>※1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第12条又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。）をいう。</p> <p>※2 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。</p> <p>※3 若者雇用促進法（昭和45年法律第98号）第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。</p>	0～5点	
企画提案	<p>(任意様式) 本物件の日常的な活動の運営計画について提案すること。 ただし、評価結果が0点の場合は特定しない。</p> <p>[着目点] 地区の特性を踏まえ次の項目が明瞭に提案されている場合に優位に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的に地域に開かれた場所になっているか ・多世代に向けた施設運営計画になっているか ・町会等や周辺施設との連携を考慮しているか ・地域住民への適切な情報発信に関する工夫があるか ・活動としての持続性・継続性があるか 	0～30点	

		(任意様式) 本物件におけるイベント（当機構主催イベントを含む。）の企画・運営支援の実施計画について提案すること。 ただし、評価結果が0点の場合は特定しない。	
企画提案②	[着目点] 地区の特性を踏まえ次の項目が明瞭に提案されている場合に優位に評価する。 <ul style="list-style-type: none">・地域住民の関心が高いテーマを吸い上げる工夫があるか・町会等や周辺施設との連携を考慮しているか・地域住民への適切な情報発信に関する工夫があるか・地域の防災意識の醸成につながる工夫があるか・多世代が参加可能な工夫があるか	0～25点	
企画提案③	(任意様式) 当機構が検討中のまちづくり（仕様書による。）における地域活動・交流拠点整備の持続可能性の検討方法について提案すること。 ただし、評価結果が0点の場合は特定しない。		
	[着目点] 次の項目に関する検討方法プロセスや仕組み、体制が明瞭に提案されている場合に優位に評価する。 <ul style="list-style-type: none">・日常的な運営とイベント運営における効果測定に関する工夫があるか・拠点整備に求められる機能や空間構成の分析に関する工夫があるか・将来的な自走化に向けた運営体制（運営の協力者を見つけ、巻き込む仕組み含む）に関する工夫があるか・将来的な自走化に向けた財源確保の仕組みに関する工夫があるか	0～30点	
参考見積書	業務コストの妥当性	(任意様式) 上記企画提案①から③を踏まえた業務を履行する際の費用について、下記参考費用を考慮のうえ参考見積書を提出すること。 ただし、提案内容に対して見積りが不適切な場合または機構が定める上限金額（不開示）を超過している場合は特定しない。 【参考費用】18,000～25,000千円（税込）	0～5点
企画提案書の評価点合計			100点

9 企画提案競技説明書に対する質問及び回答

- (1) 本説明書に対する質問がある場合には、次に従い、書面（様式自由）により提出することができる。

提出期間：令和8年1月9日（金）から令和8年1月28日（水）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間は除く。）

提出場所：3（10）②に同じ。

提出方法：あらかじめ提出日時を連絡の上、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

（2）（1）の質問に対する回答書は、以下のとおり閲覧に供する。

閲覧期間：令和8年2月25日（水）から令和8年3月3日（火）までの土曜日、日曜日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし正午から午後1時の間は除く）

閲覧場所：3（10）②に同じ。

10 本物件の内覧

本物件について、以下のとおり事前に内覧の機会を設ける。

実施日時：令和8年2月12日（木）及び13日（金）13:00～15:00

内覧の申込：内覧を希望する場合は、令和8年1月28日（水）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までの間は除く。）に3（10）②に電話にて事前に申し込みを行うこと。

11 見積り合わせの実施

企画提案書が特定された者については、見積り合わせを下記のとおり実施する。
ただし、企画提案の際に提示した参考見積書の金額を超えないこととする。

（1）日時

令和8年3月中旬（予定）見積り合わせの日時は別途通知する。

（2）場所

3（10）①に同じ。

12 その他の留意事項

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（2）提出期限までに参加表明書を提出しない者及び企画提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出できないものとする。

（3）参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

（4）参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とするとともに、虚偽を記載した者に対して指名停止の措置を行うことがある。

（5）提出された参加表明書は返却しない。なお、提出された参加表明書は、企画提案書の提出者選定以外に提出者に無断で使用しない。

（6）提出された企画提案書は返却しない。（ただし、再公募となった場合は返却する。）
なお、提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
また、特定された企画提案書を公開する場合には事前に提出者の同意を得るものとする。

（7）企画提案書提出者の特定通知を受けた者が参加辞退する場合には、不誠実な行為とみなす場合がある。

（8）参加表明書及び企画提案書の提出後において、原則として、参加表明書及び企画提案書に記載された内容の変更を認めない。ただし、提案内容に関して当機構に不利益が生じると懸念される場合は、協議のうえ、その提案の一部の変更を求めることがある。また、参加表明書及び企画提案書に記載した総括責任者は、原則として、変更できない。
ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由及び家族の看護等道義的な理由により変更を行う場合には、同等以上の者を配置することとし、事前に当機構の了解を得なければならない。

- (9) 企画提案書の特定後に、提案内容を適切に反映した業務仕様書の作成のために、業務の具体的実施内容について提案を求めることがある。
- (10) 以下の条件のいずれかに該当する者は失格とする。
- 1) 提案書の提出者に要求される資格要件を満たさない者。
 - 2) 提出期間、提出場所、提出方法に適合しない者。
 - 3) 作成方法に指定する様式又は記載上の留意事項に示された条件に適合しない者。
 - 4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない者。
 - 5) 記載すべき事項以外の内容が記載されている者。
 - 6) 虚偽の内容が記載されている者。
- (11) 採用する企画提案の実施業務及び成果品に係る一切の著作権及び版権は、原則として当機構に帰属するものとし、協議が必要な場合はあらかじめ申し出るものとする。
- (12) 企画提案書の特定後の業務の実施に当たっては、業務の主たる部分（全体を統括・調整する業務に該当する業務）についての再委託は認めない。また、業務の一部を再委託する必要が生じた場合は、再委託する業務の範囲を書面で申請し、当機構の承認を得るものとする。ただし、業務の慣習上、企画提案書特定者が自ら行わないことが想定される業務については、再委託の申請は要しない。なお、軽微なものについても再委託の申請を要しない。
- (13) この企画提案により得た当機構の情報を第三者に漏らしたり、他の目的に使用したりしてはならない。
- (14) 受託者（下請負等をさせる場合は下請負人等を含む。）は、重要な情報及び個人情報の取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく、適切な管理能力を有していること。また、「個人情報等の保護に関する特約条項」（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→当機構で使用する標準契約書等（改正）を参照）を上記3（8）の契約書と併せて、同日付で締結するものとする。下請負等をさせる場合は、受託者は下請負人等に対しても同等の措置をとらなければならない。
- (15) 契約締結後、業務を進めるに当たっては、当機構担当者と十分な打合せを行うこと。
- (16) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところ。
- これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意したものとみなす。
- また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしない相手方については、その名称等を公表することがある。
- ① 公表の対象となる契約先
- 次のいずれにも該当する契約先
- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 公表する情報
- 上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構O B）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ロ 当機構との間の取引高
- ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨
- ③ 当方に提供する情報
 - イ 契約締結日時点で在職している当機構O Bに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
 - ④ 公表日
 - 契約締結日の翌日から起算して72日以内

以上

参加表明書

令和8年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 西野 健介 殿

(提出者)

住 所

商号または名称

代表者氏名

印 ※

令和8年1月9日付で手続開始のありました「東池袋四・五丁目地区11号地に係る企画・運営等業務」に係る企画提案への参加に関心がございますので、参加表明書を提出します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条および第332条の規定に該当する者でないことおよび参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

連絡先 部署

担当者名

電話／ファクシミリ

注) 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金(460円)の切手を貼った長3封筒を本書と併せて提出してください。

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名) : _____

担当者(会社名・部署名・氏名) : _____

※2 連絡先(電話番号)1: _____

連絡先(電話番号)2: _____

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主等で、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

(様式一2)

参加表明書に関する確認書

商号または名称

令和8年1月9日付けで手続開始の掲示がありました「東池袋四・五丁目地区11号地に係る企画・運営等業務」の参加表明に際して、次の事項について回答いたします。

なお、当社といたしましては、この記載が事実と相違ないことを誓約するとともに、万一、虚偽の記載があった場合は、本申込が無効となること及び以降の競争参加資格を喪失することについて異議なく了承いたします。

【確認事項（Y E S またはN Oに○を付ける）】

- (1) 令和7・8年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格において「役務提供」の資格を有すると認定された者又は資格を申請中の者であること。

Y E S • N O

- (2) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でない。

Y E S • N O

- (3) 当機構から本業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でない。

Y E S • N O

- (4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれ準ずる者でない。

Y E S • N O

以上

(様式－3－①)

- ・企業の平成27年度以降の同種業務の実績（下請けによる実績を含む。業務期間は満1年以上とし、業務履行中でも可とする。）

業務名	
履行期間	
履行場所	
発注機関名 住所 電話	
業務の概要	
業務の特徴	

注1：記入に際しては1件あたり本様式1枚とし、記載した業務に係る契約書（仕様書を含む）の写し等を添付すること。なお、下請による業務の実績については、当該業務が同種業務と判断できる根拠資料も併せて提出すること。

(様式－3－②)

- ・総括責任者の平成 27 年度以降の同種業務の経験（下請け、出向又は派遣による業務の実績を含む。業務期間は満 1 年以上とし、業務履行中でも可とする。）

総括責任者の氏名	
総括責任者の所属・役職	
業務名	
履行期間	
履行場所	
発注機関名 住所 電話	
業務の概要	
業務の特徴	

注 1：記入に際しては 1 件あたり本様式 1 枚とし、記載した業務に係る契約書（仕様書を含む）の写し等を添付すること。なお、下請、出向又は派遣による業務の実績については、当該業務が同種業務と判断できる根拠資料も併せて提出すること。

企画提案書

業務名称 東池袋四・五丁目地区 11号地に係る企画・運営等業務
履行期間 令和8年5月1日から令和11年4月30日まで

標記業務について、企画提案書を提出します。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 西野 健介 殿

提出者 住所
商号又は名称
代表者氏名

印 ※

提案内容に関する連絡先 担当部署
氏名
電話番号
FAX

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）：

担当者（会社名・部署名・氏名）：

※2 連絡先（電話番号）1：

連絡先（電話番号）2：

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主等で、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

(様式－5)

本業務の拠点

役職名又は代表者 氏名	
住所	
電話番号	
F A X	
委託業務責任者 氏名	
所属部署	
電話番号	
F A X	
e-mail	

注1：共同体で申し込み場合は1社につき本様式1枚に記入し、各社分作成すること。

(様式－6－①)

・実施体制

実施体制図

注1：実施体制図は、配置予定の担当者の業務経験（本業務に係る業務経験、本業務実施に資する取得資格等）を加味し作成すること。文字サイズは11ポイント以上とする。

(様式－6－②)

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について適合状況

※1～3の全項目について、該当するものに○を付けること。

※それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

※「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要領」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人については、それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等相当確認通知書の写し）を添付すること。

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

- プラチナえるぼしの認定を取得している。【該当・該当しない】
- エルボシ3段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。【該当・該当しない】
- エルボシ2段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。【該当・該当しない】
- エルボシ1段階目の認定を取得しており、かつ、「評価項目3：労働時間等の働き方」の基準を満たしている。【該当・該当しない】
- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。【該当・該当しない】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

- 「プラチナくるみん認定」に取得している。【該当・該当しない】
- 「くるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）を取得している。【該当・該当しない】
- 「くるみん認定」（令和4年4月1日～令和7年3月31までの基準）を取得している。【該当・該当しない】
- 「トライくるみん認定」（令和7年4月1日以降の基準）を取得している。【該当・該当しない】
- 「くるみん認定」（平成29年4月1日～令和4年3月31までの基準）に取得している。【該当・該当しない】
- 「トライくるみん認定」（令和4年4月1日～令和7年3月31までの基準）を取得している。【該当・該当しない】
- 「くるみん認定」（平成29年3月31までの基準）に取得している。【該当・該当しない】

- 一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る）を令和7年4月1日以後に策定又は
変更しており、かつ常時雇用する労働者が100人以下である。
【 該当 ・ 該当しない 】

3 若者雇用促進法に基づく認定

- 「ユースエール認定」を取得している。
【 該当 ・ 該当しない 】

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部
本部長 西野 健介 殿

(住所)
(会社名)
(代表者名)

実印

秘密保持に関する確約書

当社は、東池袋四・五丁目地区11号地に係る企画・運営等業務への参加検討（以下「本件検討」という。）を目的として、貴機構から開示を受ける情報の取扱いについて、以下の各条項の定めに従うことを確約します。

(秘密情報)

第1条 この確約書（以下「確約書」といいます。）における秘密情報とは、本件検討に関し貴機構から開示される資料、図面、データその他の情報及び閲覧資料及びその他をいいます。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、確約書における秘密情報に該当しないものとします。
 - 一 貴機構から開示を受けた時点で既に公知であった情報又は既に当社が保有していた情報
 - 二 貴機構から開示を受けた後、当社の責によらず公知となった情報
 - 三 当社が秘密保持義務を負うことなく、正当な権利を有する第三者から合法的に入手した情報
 - 四 貴機構からの開示によらず、当社が独自に開発した情報
- 3 当社は、確約書の存在及びその内容並びに貴機構から秘密情報の開示を受けて本件検討を行っている事実についても、秘密情報に準じて取り扱うこととし、確約書に記載の各条項に従います。

(目的外利用の禁止)

第2条 当社は、秘密情報を本件検討以外の目的に一切利用しません。

(秘密保持義務)

第3条 当社は、秘密情報を善良な管理者の注意義務をもって管理します。

- 2 当社は、貴機構の事前の書面による承諾なくして、秘密情報を如何なる第三者に対しても開示又は漏出せず、その秘密を保持します。この場合において、貴機構の事前の書面による承諾を得て、秘密情報を第三者に開示するときは、当社は被開示者となる第三者に対して、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。
- 3 前項の規定により、当社が秘密情報を第三者に開示するときは、当社は、第三者が秘密保持義務に違反しないように必要かつ適切な監督をします。
- 4 第2項の規定にかかわらず、当社は、自社の取締役、監査役、執行役員及び従業員並びに顧問契約を締結している弁護士、公認会計士、税理士その他法定の守秘義務を負担する専門家に対して、本件検討に必要最小限度の範囲内で秘密情報を開示できるものとします。この場合において、当社はこれらの者に対して、当社が負う秘密保持義務と同等の義務を負わせます。
- 5 第2項の規定にかかわらず、当社は、裁判所その他の公的機関から法令に基づき開示を命じられた場合又は照会を受け、当該命令又は照会に応じる場合は、開示する秘密情報の内容及び範囲を貴機構に事前に通知の上、最低限の範囲で実施します。
- 6 当社は、秘密情報の管理状況について、貴機構から確認又は調査を求められたときには、これに協力します。

(秘密情報の返還等)

第4条 当社は、第6条に定める確約書の有効期間の終期が到来した場合、又は貴機構から秘密情報及びその複製物を返還若しくは破棄するよう求められた場合は、秘密情報について、貴機構の指示に従い、直ちに貴機構に返還し、又は当社自らの責任において破棄します。この場合において、当社自ら破棄したときは、速やかにその旨を書面にて貴機構に通知します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は会計上の証拠書類としての保管等、内部管理目的のために秘密情報を返還又は破棄できない場合は、貴機構の書面による承諾を得た上で、確約書の定める各条項に従い、引き続き秘密情報を保持することができるものとします。

(事故時の対応)

第5条 当社は、秘密情報につき、漏出、紛失、盗難、押収等の事故（以下「本件事故」といいます。）が発生した場合又は発生のおそれがあると認識した場合は、適切な措置を執るとともに直ちにその旨を貴機構に連絡し、貴機構の指示に従います。

2 本件事故が発生し、これによって貴機構に損害（第三者から請求された損害、当社が予見すべき特別事情による損害及び弁護士費用を含む。以下同じ。）が生じたときは、当社は、これを負担します。

(確約書の有効期間)

第6条 確約書の有効期間は、確約書の差入日から令和8年3月19日までとします。

ただし、第4条を除く規定については、確約書の有効期間終了後も5年間有効に存続するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定に基づき貴機構の承諾を得た上で、秘密情報を保持する場合は、当該情報を返還又は破棄するまでの間を確約書の有効期間とします。

(損害賠償)

第7条 当社は、確約書に定める各条項に違反し、貴機構に対して損害を及ぼした場合はその損害を賠償します。

(反社会的勢力の排除)

第8条 当社は貴機構に対し、その役職員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）でないことを確約します。

2 当社は貴機構に対し、反社会的勢力と以下の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを確約します。

- 一 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- 二 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
- 三 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与をしていると認められる関係を有すること。
- 四 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。

3 当社は貴機構に対し、自ら又は第三者を利用して以下の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。

- 一 脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- 二 偽計又は威力を用いて業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

4 当社が反社会的勢力若しくは第2項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく確約に関する虚偽の申告をしたことが判明した場合は、直ちに本件検討を中止し、第4条の規定に従い秘密情報を返還又は破棄します。

5 前項の場合、当社は秘密情報を本件検討を含むあらゆる目的で利用しません。

6 前5項の規定の適用により当社に損害又は損失が生じたとしても、貴機構は何らの責任を負わないものとし、前5項の規定の適用によって貴機構に損害又は損失が生じた場合には、当社はこれを賠償する責を負うものとします。

(権利譲渡の禁止)

第9条 当社は、確約書上の地位並びに確約書に基づく権利又は義務の全部若しくは一部を貴機構の事前の書面による同意なしに第三者に譲渡しません。

(管轄裁判所)

第10条 当社は、確約書に関する紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

以上

業務委託契約書

1 委託業務の名称	東池袋四・五丁目地区11号地に係る企画・運営等業務		
2 履行場所	東京都豊島区東池袋四丁目3321番13の2		
3 履行期間	令和8年5月1日から令和11年4月30日まで		
4 業務委託料	金	円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

上記の業務について、委託者と受託者は、次の条項により業務委託契約を締結する。
この契約の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保有する
(ただし、電磁的記録については、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、
委託者及び受託者が契約内容の合意後電子署名を施し、各自その電子署名が施された電磁的記
録を保管するものとする。)。

令和 年 月 日

委託者 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 西野健介 印

受託者 住所
氏名 印

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、頭書の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、仕様書（別添の仕様書及び入札説明書等に係る質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、これを履行しなければならない。

2 受託者は、業務を頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。

(善良な管理者の注意義務)

第2条 受託者は、委託者の指示に従い、善良な管理者の注意をもって、業務を処理しなければならない。

(実施日程表等の提出)

第3条 受託者は、この契約締結後10日以内に実施日程表及び委託者の指示する書類を作成して、委託者の指示する部数を委託者に提出するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継してはならない。
ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受託者は、この契約の全部を一括して、又は仕様書において指定した部分その他主体的部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。これらを変更しようとするときも同様とする。ただし、委託者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(委託業務責任者等)

第6条 受託者は、委託業務責任者及び担当者を定め、委託者に通知するものとする。

2 委託業務責任者は、委託者の指示に従い、業務に関する一切の事項を処理しなければならない。
(指示者)

第7条 委託者は、業務の履行について、打合せ、指示等を行う指示者を定め、これを受託者に通知するものとする。

(履行報告)

第8条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者の業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

2 委託者は、前項の規定による調査又は報告の結果、必要があると認めるときは、受託者に対して適当な措置をとるべきことを指示することができる。

(諸費用)

第9条 委託者は、受託者が業務を実施するために、備品、消耗品等を必要とする場合には、貸与又は支給するものとする。

2 受託者は、業務を実施するために要した諸費用を委託者に請求する場合には、領収書又はその支出を証明できる書面を提示しなければならず、委託者は当該書面を確認し、必要と認める金額を負担するものとする。

(仕様書等の変更)

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受託者に通知し、仕様書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更することができ、それにより必要な費用を委託者が負担しなければならない。

2 前項の履行期間又は業務委託料の変更については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(業務の中止)

第11条 委託者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。この場合における負担額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(損害の負担)

第12条 業務の履行に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は受託者が負担するものとする。ただし、委託者の責めに帰する理由による場合の損害については、委託者が負担するものとし、その額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(検査)

第13条 受託者は、業務が完了したときは、遅滞なく、その旨を業務完了報告書の提出をもって通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。

3 受託者は、業務が前項の検査に合格しないときは、遅滞なく業務をやり直して委託者の検査を受けなければならない。この場合、検査については、前各項の規定を準用する。

(業務委託料の計算)

第14条 履行期間に、1か月未満の端数が生じたときの業務委託料は1か月分を30日として、日割計算した額とし、その日割計算した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

(業務委託料の支払い)

第15条 受託者は、第13条第2項の検査に合格したときは、書面をもって業務委託料の支払いを請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に業務委託料を受託者に支払わなければならない。

(部分払)

第 16 条 受託者は、業務の完了前に、業務の既済部分に相応する業務委託料相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払いを請求することができる。ただし、この請求は、業務期間中 60 回を超えることができない。

- 2 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る業務の既済部分の確認を書面により委託者に求めなければならない。この場合において、委託者は、遅滞なく、その確認をするための検査を第 13 条の規定に準じて行い、その結果を書面をもって受託者に通知しなければならない。

- 3 受託者は、前項の規定による確認があったときは、書面をもって部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求のあった日から起算して 14 日以内に部分払金を受託者に支払わなければならない。

- 4 前項の規定により部分払金の支払いがあった後、受託者が再度部分払の請求をする場合には、第 1 項中「業務委託料相当額」とあるのは、「業務委託料相当額から既に部分払の対象となった業務委託料相当額を控除した額」とするものとする。

(委託者の任意解除権)

第 17 条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 19 条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は、委託者と受託者とが協議して定める。

(委託者の催告による解除権)

第 18 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

一 第 4 条の承諾を得ず又は虚偽の申請により承諾を得てこの契約を第三者に承継させたとき。

二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三 履行期間内に又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

四 前各号のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第 19 条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第 4 条の規定に違反して債権を譲渡したとき。

二 受託者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

四 契約の業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

六 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

七 第 21 条又は第 22 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

八 受託者が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

九 第24条の2第1項各号の規定のいずれかに該当したとき。

（委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第20条 第18条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受託者の催告による解除権）

第21条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受託者の催告によらない解除権）

第22条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第10条の規定により業務内容を変更し、業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- 二 第11条の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

（受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第23条 第21条又は前条に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（委託者の損害賠償請求等）

第24条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - 二 第18条又は第19条の規定により業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料（この契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料をいう。次条において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第18条又は第19条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- 一 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- 二 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- 三 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項第 1 号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料につき、遅延日数に応じ、年（365 日当たり）3 パーセントの割合で計算した額を請求することができるものとする。

（談合等不正行為があつた場合の違約金等）

第 24 条の 2 受託者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として委託者の指定期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 二 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをしていい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
 - 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 四 この契約に関し、受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受託者が前項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。
- （受託者の損害賠償請求等）
- 第 25 条 委託者の責めに帰すべき理由により、第 15 条第 2 項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合には、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年（365 日当たり）2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。
- （賠償金等の徴収）
- 第 26 条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日までの日数に応じ、年（365 日当たり）3 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、委託者は、受託者から遅延日数に応じ年（365 日当たり）3 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(秘密の保持)

第 27 条 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(管轄裁判所)

第 28 条 この契約及びこの契約に関する委託者と受託者の間において締結された契約、覚書等に関して、委託者と受託者の間に紛争を生じたときは、頭書の委託者の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(適用法令)

第 29 条 この契約は日本法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。この契約により、又はこの契約に関する発生した債権債務については、この契約に定めるもの以外は、民法の規定を適用するものとする。

(補則)

第 30 条 この契約においては、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 649 条、第 650 条及び第 651 条の規定は適用しないものとする。

(契約外の事項)

第 31 条 この契約について定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。

建物一時使用貸借契約書

貸主独立行政法人都市再生機構を甲（以下「甲」という。）とし、借主 を乙（以下「乙」という。）として、甲乙間で令和 年 月 日付けで締結した業務委託契約（以下「業務委託契約」という。）に基づき、甲乙間に次のとおり建物の一時使用貸借に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第1条 甲は、その所有に係る次に表示する建物の1階及び2階（別図によるものとし、以下「表示建物」という。）を、本契約に定める条件により乙に貸し付けるものとする。

（建物の表示）

所在 地	東京都豊島区東池袋四丁目3321番13の2
家屋 番号	3321番13の2
種類	事務所
構造	鉄骨造陸屋根3階建
床面積	一階 57.245 m ² ・二階 34.250 m ²

2 乙は、表示建物を別添1の仕様書に記載された用途で使用するものとする。

（契約期間）

第2条 表示建物の使用貸借期間は、令和8年5月1日から令和11年4月30日までとする。

（使用料）

第3条 表示建物の使用料は、無償とする。

（善管義務）

第4条 乙は、表示建物の使用方法等に関する甲の注意に従って、善良な管理者の注意をもって表示建物を使用するものとする。

- 2 乙による表示建物の使用に当たって、消防法（昭和23年法律第186号）第8条に該当する場合には、表示建物の防火管理者を選任し、かつ、消防計画書を所轄の消防署に届け出るものとし、当該届出の後、速やかに届出内容を甲に通知するものとする。
- 3 乙は、表示建物を使用するに当たり、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙の責任において解決し、甲に対し一切の請求を行わないものとする。

（原状回復義務）

第5条 使用貸借の開始の前に甲乙両者で表示建物の現況について確認を行うものとし、乙は、次の各号のいずれかに該当するときは直ちに、期間満了をもって本契約が終了するときは期間満了の日までに表示建物を乙の負担により原状に回復し、甲の検査を受けなければならない。ただし、甲が認めたものはこの限りではない。

- 一 乙の責めに帰すべき理由により表示建物を著しく損傷したとき。
- 二 無断で表示建物の原状を変更したとき。
- 三 乙が本契約に違反した事により甲が本契約を解除したとき。

（甲の承諾を必要とする事項）

第6条 乙は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、書面により、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

- 一 表示建物の造作、間仕切り、建具等の新設又は模様替えをするとき。

- 二 電灯の増設、移転、電話の引込み架設、給排水、ガス及び電気設備の新設、増設、移転、変更等をするとき。
- 三 表示建物の外画（出入口扉、外壁、窓ガラス、シャッター等を含む。）に商号、商標その他の表示をするとき。
- 四 看板及び広告物を設置するとき。

（甲に通知を要する事項）

第7条 乙は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、その旨を甲に通知しなければならないものとする。

- 一 乙が主たる事務所の所在地又は代表者の氏名若しくは名称を変更したとき。
- 二 乙が、合併し、解散し、又は営業を停止し、廃止し、若しくは譲渡したとき。
- 三 乙が強制執行、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき、又は再生手続開始の申立てがあったとき（自己申立てを含む。）。
- 四 乙に対して破産の申立て（自己申立てを含む。）又は更生手続開始の申立て（自己申立てを含む。）があったとき。
- 五 表示建物が汚損し、破損し、又は滅失したとき。

（用途外使用の禁止）

第8条 乙は、第1条第2項に規定する用途以外に表示建物を使用してはならない。ただし、甲の書面による承諾がある場合は、この限りではない。

（転貸等の禁止）

第9条 乙は、表示建物の全部若しくは一部を転貸し、又は表示建物の使用権を譲渡してはならない。

（甲の契約解除権）

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告によらないで、本契約を解除し、又は本契約の更新を拒絶することができるものとする。

- 一 故意又は重大な過失により表示建物を著しく損傷したとき。
 - 二 第8条及び前条の規定に違反したとき。
 - 三 差押、仮差押若しくは仮処分の執行を受け、若しくは破産、会社整理、民事再生、会社更生若しくは特別清算の申立があり、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
 - 四 長期不在により一時使用貸借権の行使を継続する意思がないと甲が認めたとき。
 - 五 著しく甲の信用を失墜させる事実があったとき。
 - 六 その他本契約に違反したとき。
- 2 甲は、前項によらず業務委託契約が解除となったときは、催告によらないで、本契約を解除するものとする。
- 3 乙は、前二項の規定により甲が本契約を解除したときは、第5条の規定により直ちに表示建物を原状に回復し、甲に明け渡さなければならない。

（不法使用による違約金）

第11条 乙は、契約終了日までに表示建物を原状に回復せず、又はこれを甲に明け渡さないときは、契約終了日の翌日から起算して明渡しの日までの甲の定める方法により算定した表示建物の賃貸料相当額の1.5倍の金額を違約金として甲の定める方法により支払わなければならない。ただし、違約金は賠償額の予定を意味しない。

（費用負担）

第12条 表示建物の一時使用貸借に係る費用等の負担の区分については別添2の区分表によるものとする。

- 2 甲又は乙が一時的に相手方の負担すべき費用を立て替えて支出した場合は、相手方にその負担した額を請求するものとする。ただし、相手方の負担する額が明確でない場合は別添2に記載する専用部の床面積に応じて按分し、その負担分を請求するものとする。
- 3 前項に基づく請求は毎月行うものとし、請求があった場合は、請求日から30日以内に支払うものとする。

(甲による調査)

第13条 甲が表示建物の維持管理又は表示建物における建築物の建築その他事業化の検討にあたって、表示建物に関して調査を求めたときは、乙はこれに協力するものとする。

(甲による使用)

第14条 甲は、事前に乙に通告することにより、本建物の一部を使用できるものとし、乙はそれに協力するものとする。

(都市計画事業の施行に伴う損失補償)

第15条 乙は、表示建物に係る土地で本契約期間内に市街地再開発事業等の都市計画事業が施行された場合において、建築物並びに工作物等の補償、移転に伴う損失補償等を甲又は施行者に対して請求しないものとする。

(造作買取請求権等)

第16条 乙は表示建物の明渡しに際し、その事由及び名目の如何にかかわらず、表示建物内の造作及び設備について支出した必要費及び有益費の償還請求、造作買取請求、移転料、立退料、営業権料等の甲に対する請求は一切できないものとする。

(協議)

第17条 本契約に定めのない事項、または本契約の各条項の解釈について疑義が生じた場合、甲乙は誠意をもって協議解決するものとする。

(即決和解)

第18条 甲は、甲が本契約に規定する権利の行使に当たって必要と認める場合には、乙を相手方として、本契約に従った即決和解を東京簡易裁判所に申し立てができるものとし、乙は、これに応ずるものとする。

(管轄裁判所等)

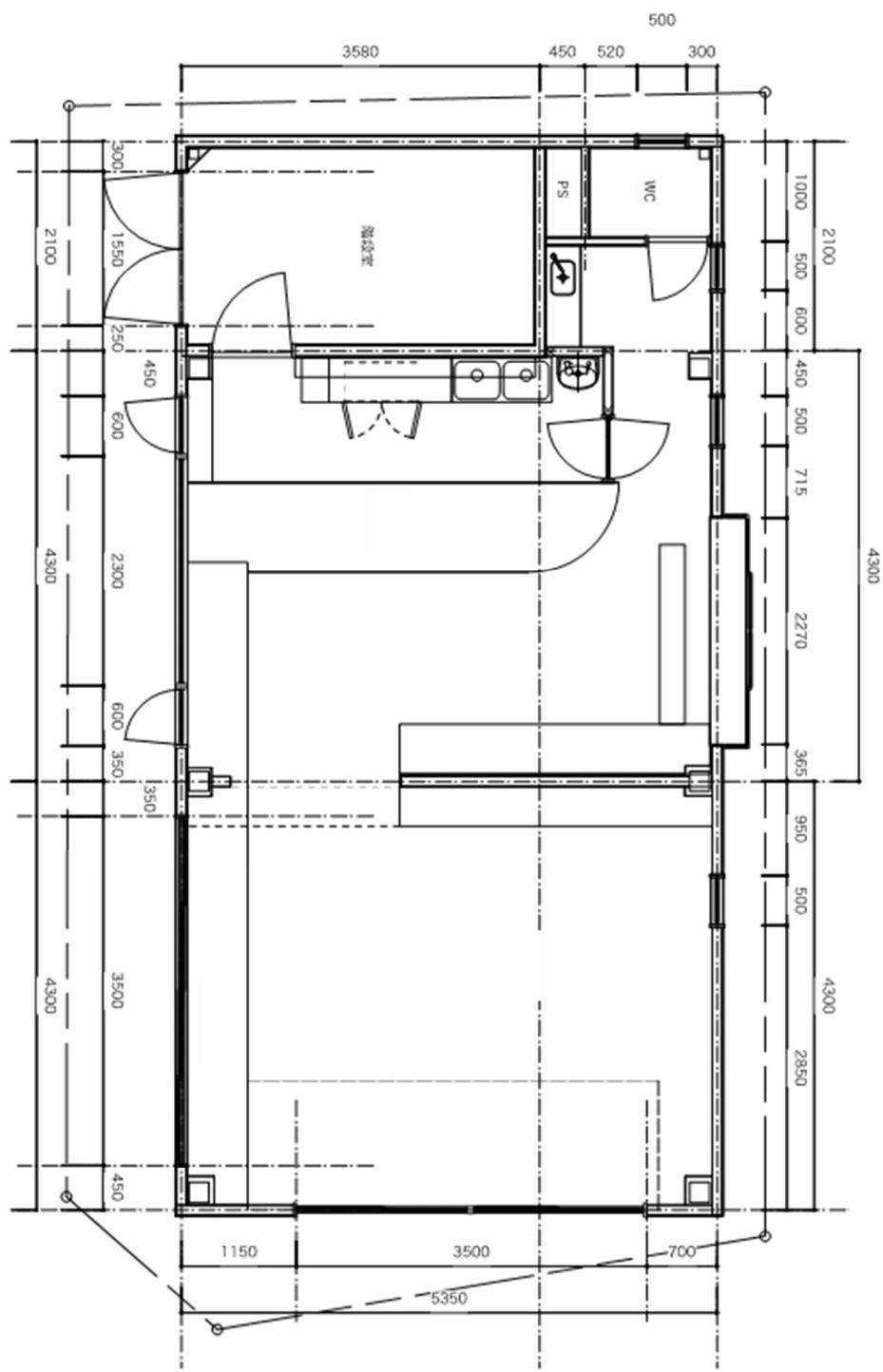
第19条 本契約に関して甲乙間に紛争を生じたときは、前条に定める場合を除き、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する（ただし、電磁的記録については、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、委託者及び受託者が契約内容の合意後電子署名を施し、各自その電子署名が施された電磁的記録を保管するものとする。）。

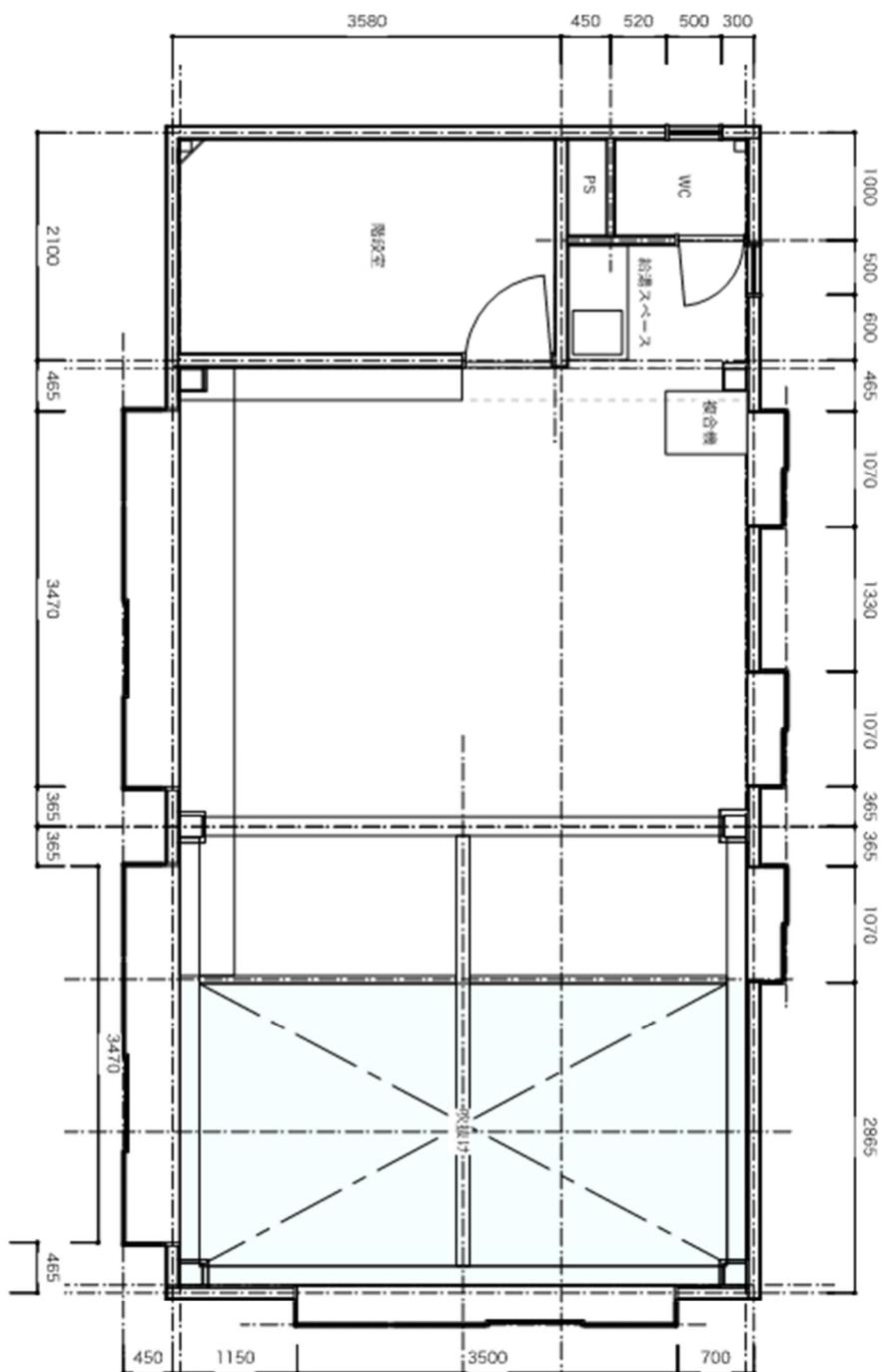
令和 年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 西野 健介 印

乙 印



1階平面図



2階平面図

区分表（費用及び負担の区分について）

甲が負担	乙が負担
<ul style="list-style-type: none"> 公租公課 設備・備品の設置及び補修 機械警備 火災保険 	<ul style="list-style-type: none"> 消耗品の購入及び設置 (蛍光灯、トイレットペーパー、石鹼、ごみ袋等) 光熱水道通信 屋内外の清掃 (清掃用具の設置を含む) 戸締り等の日常的な防犯、事業ごみ・粗大ごみのシール張り、ごみ出し 使用者の活動に必要な物品の購入 (内装整備において購入されるものを除く)

- ◆ 建物の所有者として負担すべき費用・負担については原則として甲が負担する
 - ◆ 施設運営に伴い必要となる費用・負担については原則として乙が負担する
(3階の甲専用使用部を除く)
 - ◆ どちらかが一時的に相手方の負担すべき費用を立て替えて支出した場合は、
相手方にその負担した額を請求する
- ただし、相手方の負担する額が明確でない場合は以下の専用部の床面積に応じて按分し、その負担分を請求する

床面積

甲専用使用部 : 3階 39.922 m^2 (32.22%)
 乙専用使用部 : 1階 49.727 m^2 、 2階 34.250 m^2
 計 83.977 m^2 (67.78%)
 玄関、ホール、階段室を除く

個人情報等の保護に関する特約条項

委託者及び受託者が令和 年 月 日付で締結した東池袋四・五丁目地区 11 号地に係る企画・運営等業務の契約（以下「本契約」という。）に関し、受託者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての個人情報等の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における個人情報等とは、委託者が提供及び受託者が収集する情報のうち、次に掲げるものをいう。

一 個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）

二 委託者の権利権益を侵害する恐れがある情報

（個人情報等の取扱い）

第2条 受託者は、個人情報等の保護の重要性を認識し、業務等の実施に当たっては、個人及び委託者の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

（管理体制等の報告）

第3条 受託者は、個人情報等について、取扱責任者及び担当者を定め、管理及び実施体制を書面（別紙様式1）により報告し、委託者の確認を受けなければならない。また、報告内容に変更が生じたときも同様とする。

（秘密の保持）

第4条 受託者は、個人情報等を第三者に漏らしてはならない。また、本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

（安全管理のための措置）

第5条 受託者は、個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（収集の方法）

第6条 受託者は、業務等を処理するために個人情報等を収集するときは、必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用等の禁止）

第7条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を、本契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（個人情報等の持出し等の禁止）

第8条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等を受託者の事業所から送付及び持ち出し等してはならない。

（複写等の禁止）

第9条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の制限等）

第10条 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、個人情報等を取扱う業務等について、他に委託（他に委託を受ける者が受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）し、請け負わせ又は下請けさせてはならない。

2 受託者は、前項の規定に基づき他に委託する、請け負わせる又は下請けさせる場合には、その委託を受ける者、請け負わせる者又は下請けさせる者に対して、本特約条項に規定する受託者の義務を負わせなければならない。

3 前2項の規定は、第1項の規定に基づき委託を受けた者、請け負わせた者又は下請けさせた者が更に他に委託する場合、その委託を受けた者、請け負わせた者又は下請けさせた者が更に他に委託する、請け負わせる又は下請けさせる場合及びそれ以降も同様に適用する。

(返還等)

第11条 受託者は、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、不要となったときは速やかに、本契約終了後は直ちに委託者に返還し又は引渡さなければならない。

2 受託者は、個人情報等が記録された電磁的記録又は書類等について、委託者の指示又は承諾により消去又は廃棄する場合には、復元又は判読が不可能な方法により行わなければならない。

(事故等の報告)

第12条 受託者は、本特約条項に違反する事態が生じた、又は生じるおそれのあるときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。

(管理状況の報告等)

第13条 受託者は、個人情報等の管理の状況について、委託者が報告を求めたときは速やかに、本契約の契約期間が1年以上の場合においては契約の始期から6か月後の月末までに（以降は、直近の報告から1年後の月末までに）、書面（別紙様式2）により報告しなければならない。

2 委託者は、必要があると認めるときは、前項の報告その他個人情報等の管理の状況について調査（実地検査を含む。以下同じ。）することができ、受託者はそれに協力しなければならない。

3 受託者は、第1項の報告の確認又は前項の調査の結果、個人情報等の管理の状況について、委託者が不適切と認めたときは、直ちに是正しなければならない。

(取扱手順書)

第14条 受託者は、本特約条項に定めるもののほか、別添「個人情報等に係る取扱手順書」に従い個人情報等を取扱わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第15条 委託者は、受託者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、委託者と受託者が記名押印の上、各自1通を保有する（ただし、電磁的記録については、本特約条項の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、委託者及び受託者が特約条項内容の合意後電子署名を施し、各自その電子署名が施された電磁的記録を保管するものとする。）。

令和　年　月　日

委託者 住 所 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
氏 名 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本 部 長 西 野 健 介 印

受託者 住 所

氏 名 印

(別添)

個人情報等に係る取扱手順書

個人情報等については、取扱責任者による監督の下で、以下のとおり取り扱うものとする。

1 個人情報等の秘密保持について

個人情報等を第三者に漏らしてはならない。
※業務終了後についても同じ

2 個人情報等の保管について

個人情報等が記録されている書類等（紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）及びデータは、次のとおり保管する。

(1) 書類等

受託者の事務所内のキャビネットなど決められた場所に施錠して保管する。

(2) データ

① データを保存する P C 及び通信端末や U S B メモリ、外付けハードディスクドライブ、 C D - R 、 D V D - R 等の記録機能を有する機器・媒体、又はファイルについては、暗号化及びパスワードを設定する。また、そのアクセス許可者は業務上必要最低限の者とする。

② ①に記載する P C 及び機器・媒体については、受託者が支給及び管理するもののみとする。
※私物の使用は一切不可とする。

3 個人情報等の送付及び持出し等について

個人情報等は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、受託者の事務所から送付及び持ち出し等してはならない。ただし、委託者の指示又は承諾により、個人情報等を送付及び持ち出しをする場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 送付及び持出しの記録等

台帳等を整備し、記録・保管する。

(2) 送付及び持出し等の手順

① 郵送や宅配便

複数人で宛先住所等と封入文書等に相違がないことを確認し、送付する。

② ファクシミリ

原則として禁止する。ただし、やむを得ずファクシミリ送信を行う場合は、次の手順を厳守する。

・送信先への事前連絡

・複数人で宛先番号の確認

・送信先への着信確認

※初めての送信先の場合は、本送信前に、試行送信を実施すること

③ 電子メール

個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付とする。添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知する。

また、複数の送信先に同時に送信する場合には、他者のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信する。

④ 持出し

運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行する。

4 個人情報等の収集について

業務等において必要なない個人情報等は取得しない。

また、業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示の上、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

5 個人情報等の利用及び第三者提供の禁止について

個人情報等は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、業務等の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

6 個人情報等の複写又は複製の禁止について

個人情報等は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製してはならない。

7 個人情報等の返還等について

- ① 業務等において不要となった個人情報等は、速やかに委託者に返還又は引渡しをする。
- ② 委託者の指示又は承諾により、個人情報等を、消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄する。

8 個人情報等が登録された通信端末の使用について

委託者の指示又は承諾により、通信端末に個人情報等を登録し、使用する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定する。
- (2) 必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盜難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、安全確保のために必要な措置を講ずることに努める。
- (3) 電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定する。
- (4) 個人情報等が含まれたメール（添付されたファイルを含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去する。

9 事故等の報告

個人情報等の漏えいが明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに委託者に報告する。

10 その他留意事項

独立行政法人は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 5 章の規律に基づき、個人情報を取り扱わなければならない。

この法律の第 66 条第 2 項において、『行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合には、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。』と規定されており、**業務受託者についても本規律の適用対象**となる。

したがって、本規律に違反した場合には、第 171 条及び第 175 条に定める罰則規定により、懲役又は罰金刑に処される場合があるので、留意されたい。

令和 年 月 日

株式会社＊＊＊＊＊

代表取締役 ＊＊＊＊印 ＊1

個人情報等に係る管理及び実施体制

契約件名 :

1 取扱責任者及び取扱者

	部 署 役 職	氏 名	取扱う範囲等
取扱責任者	○○部△△課 課長		
	○○部△△課 係長		* * * 地区に係る～～～
取 扱 者	○○部△△課 主任		* * * 地区に係る～～～
	○○部△△課		* * * 地区に係る～～～

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）:

担当者（会社名・部署名・氏名）:

※2 連絡先（電話番号）1 :

連絡先（電話番号）2 :

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

2 管理及び実施体制図

(様式任意)

別紙様式 2

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構

○○本部 ○○部長 ○○ ○○ 殿

株式会社＊＊＊＊＊

代表取締役 ＊＊ ＊＊ 印 ※1

個人情報等の管理状況

次の契約における個人情報等の管理状況について、下記のとおり、報告いたします。

契約件名 :

記

1 確 認 日 令和 年 月 日

2 確 認 者 取扱責任者 ○○ ○○

3 確認結果 別紙のとおり

以 上

※1 本件責任者（会社名・部署名・氏名）:

担当者（会社名・部署名・氏名）:

※2 連絡先（電話番号）1 :

連絡先（電話番号）2 :

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

(別紙) 管理状況の確認結果

【管理する個人情報等】

--

確認内容	確認結果	備考
1 管理及び実施体制 令和 年 月 日付けで提出した「個人情報等に 係る管理及び実施体制」のとおり、管理及び実施してい る。		
2 秘密の保持 個人情報等を第三者に漏らしていない。		
3 安全確保の措置 個人情報等について、漏えい、滅失及びき損の防止その 他の適正な管理のための必要な措置を講じている。		
《個人情報等の保管状況》 個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等は、 ① 受託者の事務所内のキャビネットなど決められた 場所に施錠して保管している。 ② データを保存する P C 及び通信端末や U S B メモ リ、外付けハードディスクドライブ、 C D - R 、 D V D - R 等の記録機能を有する機器・媒体、又はフ ァイルについては、暗号化及びパスワードを設定し ている。 ③ アクセス許可者は業務上必要最低限の者としてい る。 ④ ②に記載する P C 及び機器・媒体については、受託 者が支給及び管理しており、私物の使用はしていな い。		
《個人情報等の送付及び持出し手順》 ① 委託者の指示又は承諾があるときを除き、受託者の 事務所から送付又は持出しをしていない。 ② 送付及び持出しの記録を台帳等に記載し、保管して いる。 ③ 郵送や宅配便について、複数人で宛先住所等と封入 文書等に相違がないことを確認し、送付している。		

確認内容	確認結果	備考
FAXについては、原則として禁止しており、やむを得ずFAX送信する場合は、次の手順を厳守している。 ④ •初めての送信先の場合は、試行送信を実施 •送信先への事前連絡 •複数人で宛先番号の確認 •送信先への着信確認		
eメール等について、個人情報等は、メールの本文中に記載せず、添付ファイルによる送付としている。 ⑤ 添付ファイルには、暗号化及びパスワードを設定し、パスワードは別途通知している。		
1回の送信において送信先が複数ある場合には、他のメールアドレスが表示されないように、「bcc」で送信している。 ⑥ 持出しについて、運搬時は、外から見えないように封筒やバック等に入れて、常に携行している。		
4 収集の制限 個人情報等を収集するときは、業務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集している。		
《個人情報等の取得等手順》		
① 業務上必要のない個人情報等は取得していない。 ② 業務上必要な個人情報等のうち、個人情報を取得する場合には、本人に利用目的を明示している。		
5 利用及び提供の禁止 個人情報等を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供していない。 ※委託者の指示又は承諾があるときを除く。		
6 複写又は複製の禁止 個人情報等が記録された電磁的記録及び書類等を複写し、又は複製していない。 ※委託者の指示又は承諾があるときを除く。		
7 再委託の制限等 個人情報等を取扱う業務について、他に委託（他に委託を受ける者が受託者の子会社である場合も含む。）し、又は請け負わせていない。 ※委託者の承諾があるときを除く。		
【再委託、再々委託等を行っている場合】 再委託先、再々委託先等に対して、特約条項に規定する受託者の義務を負わせている。		
8 返還等 業務上不要となった個人情報等は、速やかに委託者に返還又は引渡しをしている。 ① に返還又は引渡しをしている。		

確認内容	確認結果	備考
個人情報等を消去又は廃棄する場合には、シュレッダー等を用いて物理的に裁断する等の方法により、 ② 復元又は判読が不可能な方法により消去又は廃棄している。		
9 通信端末の使用		
① パスワード等を用いたセキュリティロック機能を設定している。		
必要に応じて、盗み見に対する対策（のぞき見防止フィルタの使用等）、盗難・紛失に対する対策（通信端末の放置の禁止、ストラップの使用等）により、 ② 安全確保のために必要な措置を講ずることに努めている。		
電話帳への個人の氏名・電話番号・メールアドレス等の登録（住所及び個人を特定できる画像は登録しない。）は、業務上必要なものに限定している。		
個人情報等が含まれたメール（添付されたファイル ④ を含む。）及び画像は、業務上不要となり次第、消去している。		
10 事故等の報告		
特約条項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、指示に従っている。		
11 取扱手順書の周知・徹底		
個人情報等の取扱者に対して、取扱手順書の周知・徹底を行っている。		
12 その他報告事項		
(任意記載のほか、取扱手順書等特記事項があればその対応を記載する。)		

※ 確認結果欄等への記載方法

確認結果	記載事項
適切に行っている	○
一部行っていない	△
行っていない	×
該当するものがない	—

* 「△」及び「×」については備考欄にその理由を記載する。

外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項

委託者及び受託者が令和 年 月 日付けで締結した東池袋四・五丁目地区 11号地に係る企画・運営等業務の契約（以下「本契約」という。）に関し、受託者が、本契約に基づく業務等（以下「業務等」という。）を実施するに当たっての外部電磁的記録媒体の取扱いについては、本特約条項によるものとする。

（定義）

第1条 本特約条項における外部電磁的記録媒体とは、情報が記録され、又は記載される有体物である記録媒体のうち、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、情報システムによる情報処理の用に供されるもの（以下「電磁的記録」という。）に係る記録媒体（以下「電磁的記録媒体」という。）で、サーバ装置等に内蔵される内蔵電磁的記録媒体以外の記録媒体（U S Bメモリ、外付けハードディスクドライブ、C D-R、D V D-R等）をいう。

（外部電磁的記録媒体の取扱い）

第2条 受託者は、別添「外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書」に従い外部電磁的記録媒体を取扱わなければならない。

（解除及び損害賠償）

第3条 委託者は、受託者が本特約条項に違反していると認めたときは、本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

本特約条項締結の証として本書2通を作成し、委託者と受託者が記名押印の上、各自1通を保有する（ただし、電磁的記録については、本特約条項の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、委託者及び受託者が特約条項内容の合意後電子署名を施し、各自その電子署名が施された電磁的記録を保管するものとする。）。

令和 年 月 日

委託者 住所 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
 氏名 独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
 本部長 西野 健介 印

受託者 住所

氏名 印

(別添)

外部電磁的記録媒体に係る取扱手順書

受託者は、機構に引き渡す外部電磁的記録媒体を、機構との間で情報を運搬する目的に限って使用することとし、当該外部電磁的記録媒体から情報を読み込む場合及びこれに情報を書き出す場合の安全確保のために、以下に掲げる措置を講ずること。

- (1) 外部電磁的記録媒体を使用する際には、最新のバージョンに更新された不正プログラム対策ソフトウェアによる検疫・駆除を行う。
- (2) 情報が保存された外部電磁的記録媒体を運搬する際には、以下の措置を講ずる。
 - ① 受託者は、安全確保のため以下の措置を講ずる。
 - ・外見から機密性の高い情報であることが分からないようにする。
 - ・郵便、信書便等の場合には、追跡可能な方法を探るとともに、親展で送付する。
 - ・携行の場合には、封筒、書類鞄等に収め、当該封筒、書類鞄等の盗難、置き忘れ等に注意する。
 - ② 受託者は、①の措置に加え、機密情報にパスワードを設定するとともに暗号化を行う。
- (3) 外部電磁的記録媒体の紛失、情報の漏えい等が明らかになったとき、又はそのおそれが生じたときは、直ちに委託者に報告する。

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 西野 健介殿

(住所)
(会社名)
(代表者名)

実印

ハラスメント防止に関する誓約書

当社は、貴機構との間で令和 年 月 日付締結した業務委託契約（以下「本契約」という。）における東池袋四・五丁目地区 11 号地に係る企画・運営等業務（以下「本業務」という。）の履行に際して、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

本ハラスメント防止に関する誓約書に違反（抵触）した場合には、本契約第 18 条第四号の規定に基づき、本契約が解除される場合があることを理解し、また本契約が解除された場合に貴機構に対する係争の提起等や損害等に係る貴機構への一切の請求を行いません。

記

1 本業務の履行におけるあらゆる関係者（東池袋四・五丁目地区 11 号地（以下「本物件」という。）におけるシェアースペース等の利用者や来店者を含む。以下同じ。）に対し、ハラスメント（以下に示すもの及び各種法令及び指針に規定するもののほか、社会通念上認められるすべてのものをいう。以下、同じ。）を行わず、又は防止に努めること。

パワーハラスメント

：優越的な関係を背景とした言動等であって、業務上及び社会通念上の必要かつ相当な範囲を超えたものにより、本業務従事者の就業環境を害すること又は本業務関係者に対して精神的・身体的苦痛を与えること

セクシュアルハラスメント

：本業務履行場所における性的な言動等に対する他の本業務従事者等の対応等により当該業務従事者の労働条件に関して不利益を与えること又は性的な言動により他の本業務従事者の就業環境を害すること並びに本業務関係者に対して精神的・身体的苦痛を与えること

妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント

：本業務履行場所において、本業務従事者等が、本業務従事者の妊娠・出産及び育児等に関する制度又は措置の利用に関する言動により本業務従事者の就業環境を害すること並びに妊娠・出産等に関する言動により女性従事者の就業環境を害すること

カスタマーハラスメント

：本業務の履行場所における顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの

2 本業務の一部を委任又は請け負わせる場合、当該、本業務の一部を委任又は請け負わせる者（本物件におけるシェアースペース等の利用者を含む。）も上記ハラスメントを行わず、又は防止に努めること。

以上

競争参加者の資格に関する公示

東池袋四・五丁目地区 11 号地に係る企画・運営等業務に係る共同体としての競争参加者の資格(以下「共同体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和 8 年 1 月 9 日
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 西野 健介

1 業務概要

掲示文兼企画提案競技説明書のとおり

2 申請の時期

令和 8 年 1 月 9 日(金)から令和 8 年 1 月 23 日(金)までの午前 10 時から午後 4 時まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに、正午から午後 1 時の間は除く)

なお、「競争参加資格審査申請書」(以下「申請書」という。)の提出時までに共同体としての資格の認定を受けていなければならない。

3 申請の方法

(1) 申請書の入手方法

申請書は、令和 8 年 1 月 9 日から当機構ホームページにおいて共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に東池袋四・五丁目地区 11 号地に係る企画・運営等業務に係る共同体協定書(4(4)の条件を満たすものに限る。以下「協定書」という。)の写しを添付し、持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。提出場所は以下のとおり。

〒163-1313 東京都新宿区西新宿 6-5-1

新宿アイランドタワー

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部 総務部 経理課

電話 03-5323-0705

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと認定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

- ①当機構東日本地区における令和7・8年度物品購入等に係る競争参加資格審査において「役務提供」の業種区分の認定を受けていること。
- ②当機構から本件の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 上記の他、詳細は入札説明書による。

(2) 業務形態

- ① 構成員の業務分担が、業務の内容により、協定書において明らかであること。
- ② 一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、協定書において明らかであること。

(4) 共同体の協定書

共同体の協定書が、機構の指定する「共同体協定者」によるものであること。

5 競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

4(1)①の認定を受けていない者を構成員に含む共同体も2及び3により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が認定されるためには、4(1)①の認定を受けていない構成員が4(1)①の認定を受けることが必要である。

また、この場合において、4(1)①の認定を受けていない構成員が、開札の時までに4(1)①の認定を受けていないときは、共同体としての資格がないと認定する。

6 資格審査結果の通知

「企画提案書提出者の選定・非選定通知」により通知する。

7 資格の有効期間

6の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格の認定日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

共同体の名称は「東池袋四・五丁目地区 11 号地に係る企画・運営等業務△△・××共同体」とする。

競争参加資格審査申請書

貴本部等で行われる東池袋四・五丁目地区11号地に係る企画・運営等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

登録等を受けている事業

(会社名)

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

登録等を受けている事業

(会社名)

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

登録等を受けている事業

(会社名)

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
	第 号	年 月 日		第 号	年 月 日

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部長殿

共同体名 東池袋四・五丁目地区11号地に係る企画・運営等業務△△・××共同体

(代表者) 住所

商号又は名称

代表者氏名

印 ※1

担当者氏名

部署

電話

F A X

※1 本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

連絡先(電話番号) :

※1 本件責任者の記載がある場合は、代表企業の代表者の押印は不要ですが、押印の有無にかかわらず、連絡先として代表企業の担当者氏名等を記載してください。

(構成員) 住所

商号又は名称

代表者氏名

印 ※2

※2 本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

※3 連絡先(電話番号) 1 :

連絡先(電話番号) 2 :

(構成員) 住所

商号又は名称

代表者氏名 印 ※2

※2 本件責任者(会社名・部署名・氏名) :

担当者(会社名・部署名・氏名) :

※3 連絡先(電話番号) 1 :

連絡先(電話番号) 2 :

※2 構成員の本件責任者及び担当者の記載がある場合は、構成員の代表者の押印は不要です。押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※3 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

記載要領

登録事業名の記入に当たっては、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(物品購入等)の業種区分に限るものとする。

東池袋四・五丁目地区11号地に係る企画・運営等業務共同体協定書

(目的)

第1条 当共同体は、次の業務を共同連帶して行うことを目的とする。

一 東池袋四・五丁目地区11号地に係る企画・運営等業務（以下「本業務」という。）

二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同体は、東池袋四・五丁目地区11号地に係る企画・運営等業務△△・××共同体

（以下「当共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同体は、令和 年 月 日に成立し、本業務の請負等契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することはできない。

2 本業務を受注することができなかったときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、本業務に係る請負等契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地 △△株式会社

□□県□□市□□町□□番地 ××株式会社

(代表者の名称)

第6条 当共同体は、△△株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同体の代表者は、本業務の履行に関し、当共同体を代表して、委託者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金等（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、本業務の過程において派生的に生じた著作権、特許権、実用新案権等の取扱いについては、委託者と協議を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産等（破産の申立てがなされた場合その他事実上倒産状態に至ったと認められる場合を含む。以下同じ。）又は解散した場合においては、当該権利に関し委託者と協議を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の本業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき委託者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

△△の業務 △△株式会社

××の業務 ××株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、請負等契約の履行に関し連帶して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、その分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において。各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、委託者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を逃れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当共同体が本業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産等又は解散した場合においては、委託者の承認を得て、残存構成員が共同連帶して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び委託者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帶して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第18条 当共同体が解散した後においても、当該業務につき引き渡された目的物に酒類または品質に関して契約の内容に適合しないものがあったときは、各構成員は共同連帶してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

△△株式会社他〇社は、上記のとおり△△・××共同体協定を締結したので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

△△株式会社 代表取締役△△ △△ 印

××株式会社 代表取締役 ×× ×× 印

【契約時提出】 ○○○・□□□共同体協定書第8条に基づく協定書

東池袋四・五丁目地区11号地に係る企画・運営等業務については、東池袋四・五丁目地区11号地に係る企画・運営等業務△△・××共同体協定書第8条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

△△業務	円
××業務	円

△△株式会社他〇社は、上記のとおり分担業務類を定めたので、その証としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年月日

東池袋四・五丁目地区11号地に係る企画・運営等業務△△・××共同体△△株式会社
代表取締役 ○○ ○○ 印

××株式会社 代表取締役 ○○ ○○ 印

委任状

令和8年〇月〇日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 西野 健介 殿

共 同 体 住 所
構 成 員 商号又は名称
代表者氏名

印

共 同 体 住 所
構 成 員 商号又は名称
代表者氏名

印

私は、次の東池袋四・五丁目地区11号地に係る企画・運営等業務△△・××共同体代表者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

受 任 者 住 所
共 同 体 代 表 商号又は名称
代表者氏名

印

(委任事項)

1. 見積及び入札について
2. 契約に関すること
3. 支払金の請求及び領収について

以 上